

令和元年5月13日 制定（国官参事第8号）

令和3年6月2日 一部改正（国官参事第97号）

航空局安全部航空事業安全室長

運航管理施設等の検査実施要領（運航関係）

I. 総 則

1. 目 的

本要領は、「運航管理施設等の検査要領（平成12年1月28日付、空事第24号・空航第72号・空機第70号）」（以下「検査要領」という。）に基づき実施する運航管理施設等の検査の実施要領について定めるものである。

2. 適 用

本要領は、航空事業安全室職員が実施する運航管理施設等の検査について適用する。

3. 検査職員の指名

航空事業安全室長は、2. に定める検査を実施する際、航空事業安全室職員の中から、運航審査官及び/又は検査担当職員（「運航基準業務等に従事する職員に対する訓練及び評価要領（平成12年1月24日付、空航第56号）」に規定する検査業務任用訓練を終了し評価の結果合格した者）を指名し、検査を実施させる。

航空事業安全室長は必要に応じ、指名した検査職員が行う検査に際し、検査対象基地を管轄する地方航空局、空港事務所等の職員の協力を求めることとする。

II. 運航管理施設等の検査実施要領

1. 実施基準

特定本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）が当該施設等により事業を開始した後に実施する検査の実施基準は、別表1のとおりとする。

ただし、事業者が事業を開始した後に行う新たな施設等の新設又は既存の施設等の変更（使用航空機の型式（1つの型式限定に分類されない型式）の追加に伴う施設の新設又は既存の施設等の変更は除く。）において、当該施設等において

運航に係る業務が他の事業者又は事業者以外の者（以下「専門会社等」という。）に委託する場合であつて、当該業務に係る受託者の施設等が、受託者自らの事業の用に供することを目的として又は他の事業者の運航に係る業務を受託することを目的として既に運航管理施設等の検査を受け、これに合格している場合（受託者が受委託に係る航空機について、運航乗務員の訓練の施設にあつては1つの型式限定に分類される型式の航空機、それ以外の施設にあつては同等クラス（別表2を参照。以下同じ）以上の航空機を運航又は当該業務を受託している場合に限る。）には、検査要領Ⅲ. 1. 又は2. に該当しないものとして扱うことができる。（既に運航管理施設等の検査に合格している施設を他の事業者又は専門会社等から借用する場合についても同様とすることができる。）

2. 運航管理施設等の検査実施後の措置

- (1) 法第102条第2項の規定により合格と認められた場合は、速やかに検査報告書を作成し、所要の手続きをとる。
- (2) 検査の結果、不適切な事項が認められた場合には、当該事業者に対して必要な改善を求め、同事業者からの適切な改善報告を確認した後に所要の手続きをとる。

なお、適切な改善報告がない場合には不合格として所要の手続きをとる。

(附則)

- (1) 本要領は、令和元年5月13日から適用する。
- (2) 本要領の適用に伴い、「運航管理施設等の検査実施要領（運航関係）」（平成13年6月20日付、国空航第498号）は廃止する。

(附則)（令和3年6月2日）

本要領は、令和3年6月2日から適用する。

運航管理施設等の検査実施基準

(表中の番号は、「運航管理施設等の検査要領（平成12年1月28日付、空事第24号・空航第72号・空機第70号）」の項目番号を示す。)

別表1

検査要領（局長通達）		航空事業安全室長が特に必要と認めて指定する施設等		実地検査		
III. 事業を開始した後に実施する	III. 1. 運航管理施設等の 新設があった場合	II. 1. 1 航空機の運航管理の施設等 (既に検査に合格している他の事業者又は専門会社等への委託（同等クラス以上の航空機を運航又は受託しており、施設の変更が無い場合）を除く。)		○		
		II. 1. 3 航空機の運航に関する業務に従事する者の訓練の施設* (既に検査に合格している他の事業者又は専門会社等への委託（又は施設の借用）であって、運航乗務員の施設については1つの型式限定に分類される型式の航空機、客室乗務員の施設については同等クラス以上の航空機を運航又は訓練を受託（又は施設を貸与）している場合を除く。） ※ 訓練の施設とは、実機を模擬した用具・設備（模擬飛行装置、レベル4以上の飛行訓練装置、モックアップ、ドアトレーナー等）をいう。		(注1)		
		II. 1. 4 国土交通大臣指定施設	II. 1. 4(a) 本社・本部組織における安全管理施設	○		
			II. 1. 4(b) 地上取扱業務に係る施設（既に検査に合格している他の事業者又は専門会社等への委託（搭降載業務については同等クラス以上の航空機を運航又は地上取扱業務を受託している場合。）を除く。)	○(注3)		
			II. 1. 4(c) その他の施設	(注1)		
	III. 2. 運航管理施設等に重要な変更があった場合	III. 2. 2 使用航空機の型式の追加に伴う運航管理施設等の変更	飛行計画作成に必要な施設の変更		(注1)	
			訓練施設の変更（既に検査に合格している他の事業者又は専門会社等への委託（又は施設の借用）であって、運航乗務員の施設については1つの型式限定に分類される型式の航空機、客室乗務員の施設については同等クラス以上の航空機を運航又は訓練を受託（又は施設を貸与）している場合を除く。）		(注1)	
			本社・本部組織における安全管理施設の変更		○	
			その他施設の変更		○(注2)	
		III. 2. 3 国土交通大臣指定施設	III. 2. 3(a) 事業計画変更の際等の施設の変更	運航基地における航空機型式の追加	当該基地が同等クラス以上の航空機を運航していない場合 自営 委託（既に検査に合格している他の事業者又は専門会社等への委託（運航管理補助業務及び搭降載業務については同等クラス以上の航空機を運航又は受託している場合）を除く。)	(注1)
				運航管理補助業務	施設の変更（委託から自営に変更する場合） 実業務実施者変更又は施設の変更（既に検査に合格している他の事業者又は専門会社等への委託（同等クラス以上の航空機を運航又は受託している場合）を除く。）（上記以外の場合）	(注1)
			業務委託先の変更	訓練業務（既に検査に合格している他の事業者又は専門会社等への委託（運航乗務員については1つの型式限定に分類される型式の航空機、客室乗務員については同等クラス以上の航空機を運航又は訓練を受託している場合）を除く。)	○	
その他業務（地上取扱業務等） (委託から自営に変更する場合、実業務実施者に変更がない場合又は既に検査に合格している他の事業者若しくは専門会社等への委託（搭降載業務については同等クラス以上の航空機を運航又は受託している場合。）を除く。)				(注1、注3)		
	本社・本部組織を含む運航管理機器等の変更		○			
	その他施設の変更		(注1)			
	III. 2. 3(b) 路線・便数の拡大等に伴う本社・本部組織における安全管理施設の変更		○			

注1：業務変更内容等を勘案し、検査の実施方法についてその都度指定する。

注2：運航基地については、代表基地を実地検査し、その他の関連基地は書面検査とすることができる。

注3：運航管理施設等の検査を一度も受検していない燃料補給会社に燃料補給業務を委託する場合は、書面検査とすることができる。

運航管理施設等の検査実施基準における航空機型式のクラス区分

順位	クラス	代 表 機 種	クラス区分の主たる理由
1	J E T - I	B 7 6 7 シリーズ、B 7 4 7 シリーズ、 B 7 7 7 シリーズ、B 7 8 7 シリーズ、 A 3 2 0 シリーズ (コンテナ搭載方式)、 A 3 5 0 シリーズ、A 3 8 0 シリーズ	ジェット機であること。 貨物搭載方法がバルク搭載方式に加えて地上支援作業・施設に特別な技能・施設が必要なコンテナ搭載方式であること。
2	J E T - II	B 7 3 7 シリーズ、 A 3 2 0 シリーズ (バルク搭載方式)、 C R J 7 0 0 シリーズ、 E R J 1 7 0 / 1 9 0 シリーズ	ジェット機であること。 貨物搭載方法がバルク搭載方式であること。
3	プロペラ	D H C - 8 シリーズ、S A A B 3 4 0、 A T R 4 2 / 7 2 シリーズ	プロペラ機であること。

(注) 順位は数字の小さいものを上位とする。